

奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第七十九号

### 奈良県建設工事等入札参加停止審査会規則

#### （趣旨）

**第一条** この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県建設工事等入札参加停止審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

#### （組織）

**第二条** 審査会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約の制度に関する優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

#### （任期）

**第三条** 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （会長）

**第四条** 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### （会議）

**第五条** 審査会の会議は、知事の要請により、会長が招集する。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、書面により、会議の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができるない。

4 審査会の議事は、会長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会の会議は、公開しない。

(秘密の保持)

**第六条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

**第七条** 審査会の庶務は、土木部公共工事契約課において処理する。

(その他)

**第八条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。